

## 理事・監事・評議員に対する報酬基準

定款第9条及び第25条第1項の規定により、理事・監事・評議員に対する報酬については以下のとおりとする。

報酬等の種類	報酬等の内容	報酬等の額	報酬等の算出基準
日当	理事会、評議員会 出席における日当	10,000 円	一律
	監事監査における 日当	10,000 円	一律
交通費	理事会、評議員会 出席における交通費	無 5,000 円 10,000 円 15,000 円	移動距離に応じる
	監事監査における 交通費	無 5,000 円 10,000 円 15,000 円	移動距離に応じる

なお、常勤理事(施設長等)については対象外とする。

理事長・常務理事の報酬については別途に定める。

以上